
プロジェクト 企業結合

項目 第 96 回及び第 97 回企業結合専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、子会社株式等の減損とのれんの減損の関係について審議された、第 96 回企業結合専門委員会（2017 年 10 月 13 日開催）及び第 97 回企業結合専門委員会（2018 年 1 月 24 日開催）において、聞かれた主な意見をまとめたものである。

資本連結実務指針第 32 項を削除する事務局の提案について

（第 96 回企業結合専門委員会で聞かれた意見）

2. 株価の下落が減損の兆候の一つであることは否定しないものの、市場が成熟していない国においては流動性等の要因によって株価が決まることも多く、子会社の業績に特段の問題がない状況にもかかわらず、のれんの追加的な償却を行わざるを得ない状況となることは企業の実態とは異なるという観点から、事務局が示した方向性に賛成する。
3. 今回の検討では、個別財務諸表における時価のある子会社株式等の取扱いは見直さないことを前提としているが、当該論点の検討予定を示した上で今回の検討を進める方がよいのではないか。個別財務諸表上の子会社株式等は金融商品ではなく事業投資であるとする考え方によれば、個別財務諸表でも株価の著しい下落により子会社株式等を減損する必要がないこととなるため、その観点からも資本連結実務指針第 32 項を廃止することが考えられる。
4. 個別財務諸表における時価のある子会社株式等の取扱いについては、第 23 回基準諮問会議において一定の考え方が示されていることから、今回は当該取扱いの見直しは行わないという前提で進めてよいと考えられる。
5. 利用者の立場としては、現行の減損会計にも「too little, too late」の問題が認識されており、資本連結実務指針第 32 項は削除せず、残しておく方がよいと考えられる。金融商品会計基準では減損処理を行う前に回復可能性の判定も認められているが、株価の著しい下落が企業価値の毀損ではないことが合理的に立証できる場合は当該処理を行う必要はないなどの反証規定を設けることが考えられる。
6. 資本連結実務指針第 32 項の一部改正よりも減損会計基準を改正した方がよいという方向性には同意するものの、一般に株価は企業の業績よりも先に反応するものであることを踏まえると、同項に基づく「のれんの追加的な償却処理」は現行の減損

会計基準を補完するものとして一定の役割を果たしてきたと考えられる中、減損会計基準の見直しの議論が行われる見通しがない段階で資本連結実務指針第 32 項の削除のみが先行して行われることに対しては違和感がある。

7. 基準の修正を最低限にとどめるという観点からは、資本連結実務指針第 32 項のすべてを削除するのではなく、上場株式の時価が著しく下落した場合に限定した修正を行うことが考えられる。
8. 仮に資本連結実務指針第 32 項が現行の減損会計基準の不備を補完しているものであったとしても、同項の一部修正を検討するよりは、いったん同項を削除した上で、不都合が生じるようであれば減損会計基準の手当を検討する方がよいのではないか。
9. 例えば、我が国の減損会計基準では、減損の認識のプロセスに割引前キャッシュ・フローを用いるものの、割引前キャッシュ・フローの算定に支払利息等を含めないとこととされていることから、債務超過の場合でも減損の認識がされないケースも考えられる。資本連結実務指針第 32 項は、このような不都合を補完する役割を果たしているのではないかと考えられる。

(第 97 回企業結合専門委員会で聞かれた意見)

10. 現行の減損会計にも「too little, too late」の問題があげられており、IASB でも見直しが検討されている中、資本連結実務指針第 32 項には早期に損失が認識されるという点で一定の有用性があったと考えており、このタイミングで同項を削除することについて疑問がある。実務上の懸念が喫緊に大きいということであれば、資本連結実務指針第 32 項の見直しはやむを得ないものであるかもしれないが、拙速に削除することは同意できない。
11. 資本連結実務指針第 32 項の適用により早期に認識される損失には、親会社が有している情報を用いてのれんの使用価値を算定した場合には減損は生じていないと考えられる部分も含まれており、その点は斟酌する必要があると考えられる。
12. 個別財務諸表と連結財務諸表におけるのれんの会計処理の相違については理解できるものの、これまでの実務において、資本連結実務指針第 32 項の存在意義が認められてきたことを踏まえると、特に時価を把握することが極めて困難と認められる株式に関する取扱いもあわせて、このタイミングで資本連結実務指針第 32 項を削除する理由については、もう少し整理すべきである。
13. 資本連結実務指針第 32 項の「のれんの追加的な償却処理」は日本基準特有の会計処理であり、IFRS との差異になっている。また、昨今、日本企業の海外進出が進む

中で、海外株式市場における株価に信頼性が乏しい場合があることにより実務上の障害が生じており、資本連結実務指針第 32 項が設けられた当時とは明らかに状況が異なっている。減損会計基準が IASB で議論されていることは認識しているものの、本論点に関しては減損会計基準の見直しとは別に議論すべきである。

14. 金融商品会計基準においても、合理的な反証があれば減損損失を認識しないことが認められており、企業は当該規定を踏まえ、回復可能性が認められないとの判断に基づいて、個別財務諸表上で子会社株式等の減損処理を行っていると理解している。資本連結実務指針第 32 項を削除することは株価自体を否定することにもなりかねず、反証規定を設ける方向で慎重に検討すべきではないか。
15. 金融商品会計基準で認められている回復可能性の判断は、立証が非常に困難であり、事業投資の成果としての判断とも異なるため、これをのれんと紐づけることは実務上、非常に困難である。現状でも、投資先の将来事業計画に基づく回復可能性の立証は否定されないと考えられるものの、実務上は、非常に困難である。
16. 株価の下落はあくまでもトリガーの 1 つであり、減損処理は上場・非上場にかかわらず、当該資産の使用価値に基づいて行うべきと考えている。

「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の修正案について

(第 96 回企業結合専門委員会で聞かれた意見)

17. 減損会計基準に記載されている減損の兆候はあくまでも例示であるため、本来は不要な記載かもしれないが、資本連結実務指針第 32 項を削除することを受けて、株価の下落が減損の兆候に該当することについて明確化を図るという趣旨であれば理解できる。ただし、減損の兆候に該当するケースを限定してしまうと、それ以外のケースは減損の兆候に該当しないという誤解を与えるおそれがあると考えられるため、あえてケースを限定せずに、株価が著しく下落すれば減損の兆候となる旨のみを記載することも考えられるのではないか。
18. 子会社株式の市場価値の下落を連結財務諸表における資産又は資産グループの減損の兆候とする明確な定めを設けることとすると、例えば、一つの連結子会社の中に複数の資産又は資産グループがある場合に、実務上の負担が大きい。
19. 資本連結実務指針第 32 項は、連結上ののれんの追加的な償却の取扱いに関する取扱いであるため、同項を削除することの代替ということであれば、連結上ののれんについての減損の兆候の取扱いに限定するべきである。

20. 減損会計適用指針では、「市場価格が著しく下落したこと」には、少なくとも市場価格が帳簿価額から 50%程度以上下落した場合が該当するとされているが、株価の下落を減損の兆候にする場合に比較の対象とする「帳簿価額」の内容について、補足すべきである。
21. 減損会計適用指針を修正する際には、臨時償却の定め（同第 86 項等）なども見直して削除することが考えられる。

(第 97 回企業結合専門委員会で聞かれた意見)

22. 資本連結手続実務指針第 32 項を削除する対応との整合性、あるいは実務的な簡略化を踏まえ、株価の下落により減損の兆候を識別する対象をのれんに限定するという事務局提案に同意する。
23. 資本連結実務指針第 32 項の「のれんの追加的な償却処理」を減損会計の簡便法と考えた場合、同項により算定されるのれんの残高が必ずしも有用なものではないとして削除が提案されている状況を考えてみると、株価と比較する対象を「連結上の子会社の資本の親会社持分とのれんの未償却額（借方）との合計額」としない理由として、煩雑さを挙げることは説得力に欠けるのではないか。
24. 子会社株式の当初の取得原価と子会社の株価との比較により減損の兆候の識別を行う場合には、減損の兆候が識別されるケースが過度に多くなることが考えられる。確かに「連結上の子会社の資本の親会社持分とのれんの未償却額（借方）との合計額」との比較を行う作業は煩雑であることが想定されるが、これにより減損の必要があるケースが絞られて識別されると考えられるため、実務的には結果として煩雑さは減るのではないか。
25. 手間がかかるとしても、株価を用いて減損の兆候を判定するのであれば、同じ時点の「連結上の子会社の資本の親会社持分とのれんの未償却額（借方）との合計額」を用いて判定する方が、兆候としては、実態を示しているのではないか。また、「連結上の子会社の資本の親会社持分とのれんの未償却額（借方）との合計額」が当初の取得原価を超えている場合に株価が著しく下落するような場合は、将来予想の悪化や超過収益力の低下を示していると考えられるため、減損の兆候を識別することは不合理ではないと考えられる。
26. 連結財務諸表における子会社投資は連結上の簿価を指しており、子会社株式の売却損益の算定方法を考えると、株価と比較する対象は「連結上の子会社の資本の親会社持分とのれんの未償却額（借方）との合計額」になると考えられる。
27. 株価の下落を減損の兆候とする場合に、その閾値について、減損会計適用指針の第

審議事項(4)-3

15 項と同様に「著しい」を使用するかどうかについては検討の余地があると考えられる。

以 上